

## 教 育 委 員 会 会 議 次 第

平成 2 6 年 4 月 2 5 日 (金) 15:00  
教 育 委 員 会 会 議 室

### 1 開 会

### 2 案 件

#### (1) 議 案

議案第 1 号 「北九州市心身障害児就学指導委員会の委員の委嘱又は任命  
について」

(特別支援教育課長)

#### (2) 協議

協議① 「北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及  
び評価について」

(企画課長)

協議② 「いじめ防止対策推進法」に対する本市の対応について」

(生徒指導担当課長)

#### (3) その他報告

その他報告① 「学力テスト結果の学校別公表に関する請願書」について」

(総務課長)

### 3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 平成26年4月25日（金）
- 2 開催時間 15:03～15:35
- 3 開催場所 教育委員会会議室
- 4 出席委員 川原房榮（委員長） 吉田ゆかり シヤルマ直美 伊藤一義 彌登 章  
垣迫裕俊（教育長）
- 5 事務局職員 教育次長 岩渕 英司  
総務部長 小澤 周三  
学務部長 花本 潤一  
指導部長 渡邊 義隆  
教職員研修・企画担当部長 大庭 正美  
生涯学習部長 宇佐美 健次  
人権教育担当部長 大竹 順司  
総務課長 平野 義人  
企画課長 松成 幹夫  
施設課長 佐村 良夫  
指導企画課長 今村 剛志  
指導第一課長 弥永 和利  
指導第二課長 平池 秀幹  
特別支援教育課長 入尾 忠之  
教職員課長 太田 清治  
学事課長 吉竹 直人  
学校保健課長 安藤 光春  
生涯学習課長 梅下 勝己  
教育課程担当課長 河村 信孝  
生徒指導担当課長 牧島 伸司  
学校支援担当課長 田頭 麗宏
- 6 書 記 総務課庶務係長 田内 淳也  
総 務 課 末永 圭
- 7 会議の次第 別紙のとおり

## 教育委員会会議録（平成26年4月25日）

### 1 開 会

15:03 川原委員長が開会を宣言

### 2 会議録署名委員の指名

川原委員長が会議録署名委員に、シャルマ委員と彌登委員を指名。

### 3 案 件

#### (1) 公開案件

議案第1号 「北九州市心身障害児就学指導委員会の委員の委嘱又は任命について」

特別支援教育課長が説明。

〔提案理由要旨〕 北九州市心身障害児就学指導委員会規則（昭和49年北九州市教育委員会規則第17号）第3条及び第4条の規定に基づき委嘱又は任命している委員の辞任に伴い、委員を委嘱又は任命する必要があるので、この案を提出する。

原案可決

協議① 「北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」

企画課長が説明。

〔説明要旨〕

- ・実施にかかる基本的な考え方
- ・点検・評価の方法 等

川原委員長／内容については、問題ない。昨年度の点検・評価の報告書が提出された後、ホームページで公開されたが、どういった意見が寄せられたのか、伺う。

企画課長／意見や質問は特に無かった。

川原委員長／まだ、何度か協議するのか。

企画課長／取りまとめの段階で、教育委員会会議にて、協議等をお願いしたいと考えている。

協議終了

協議② 「いじめ防止対策推進法」に対する本市の対応について」

生徒指導担当課長が説明。

[説明要旨]

- ・北九州市いじめ防止基本方針（原案）修正について
- ・北九州市いじめ問題専門委員会条例（案）概要について

吉田委員／「いじめ問題専門委員会」は、各学校でいじめが起きた際、教育委員会が何か対策を講じるときに、立ち上げる委員会と同じなのか。

生徒指導担当課長／同じである。

吉田委員／その方たちが、専任して対応するのか。

生徒指導担当課長／そうである。

川原委員長／「教育委員会への報告体制の整備に努める」とあるが、校内のいじめ問題対策委員会に基づいた内容を教育委員会に報告すると、理解しているが、それで良いか。

それから、第三者機関「いじめ問題専門委員会」の件であるが、この機関は「調査組織とすることが望ましい」となっている。その中で、いじめ問題への取組状況を調査するとともに、効果的な対策が講じられているか。緊急事態が起きた場合の再調査もこの付属機関が実施するとあるが、具体的にこの第三者機関の専門委員会は、日常的にどういった活動を行うのか、伺う。

指導第二課長／委員会の報告体制の整備は、お見込みのとおりである。現在も、月ごと、学校で認知したいじめについては報告がある。ただし、いじめの緊急性によっては、即座に学校から通知するように指導している。

「いじめ問題専門委員会」であるが、本市のいじめ対策について、年度当初と年度末、年間で2回ほど開催する。いじめ対策についての報告と、年度末には「いじめ実態調査」を行うため、その施策についての検証を行っていただく。重大事態が起きた場合には、学校から報告させ、その学校の調査内容により、調査権を与える。

川原委員長／年2回の開催で十分機能していくのかなという気がしている。必要に応じて委員会を開催すると理解して良いか。

指導第二課長／そのとおりである。

吉田委員／この専門委員は、結構ハードになることもあり得る。

生徒指導担当課長／通常であれば、本市の施策について検討していただくが、重大事態が起こった場合には、速やかに、調査して対応するが、その場合には、ハードな委員会になると考えられる。

伊藤委員／重大事故が起きないことが一番大事だと思う。「学校と保護者と地域によって」とあるが、地域の力はすごく大事だと思う。学校評議員には、PTA会長や自治会の会長という地域の中でも発言力を持っている方が入っている。そういった方たちと学校が協力するというので、「地域」と表現している部分がある。「学校評議員」という文言も入ってきてても良いのではと思う。

生徒指導担当課長／学校の基本方針の中には、国の基本方針において、保護者、地域の方にも参画してもらい、地域を巻き込んだ基本方針になるようにすることが望ましいとされているためこの文言を加えている。

指導第二課長／いじめの方針に関する基本的な考え方、基本姿勢の「家庭や地域との連携」で、  
学校評議員についても触れていきたいと考えている。

伊藤委員／地域によって、ほとんど学校評議員が機能していない、ただ年2～3回集まって  
という学校が多いと思うが、そういう方々に継続してもらえるような学校づくり  
が大事だと思う。1学期に学校評議員会が開かれると思うので、ぜひ協力して  
ほしいということは言っていたきたい。

協議終了

## その他報告① 「学力テスト結果の学校別公表に関する請願書」について」

総務課長が請願書を朗読。

〔請願要旨〕

- ・「学力テスト結果の学校別公表」をしないでください。

請願者が口頭陳情を行う。

〔口頭陳情要旨〕

- ・学力テストは、子どもの喜びとは正反対のところに連れていくものである。子ども、保護者、地域の差別・選別につながり、真の学力向上にはならないと考える。
- ・2010年、国連子どもの権利委員会は、第3回の勧告でも、日本の教育について、高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子ども間のいじめ、精神障害、不登校、登校拒否、中退及び自殺の原因になることに懸念を示し、日本政府に対して、ことに競争主義的な環境が生み出す否定的な結果を避けるために、大学を含む学校システムを見直すことを求めている。
- ・昨年の全国一斉学力テストが、55億円という巨費を投じて全員参加方式で実施されたが、子どもの権利委員会勧告を真摯に受け止めるなら、学力テストは中止すべき。
- ・学校別公表は、子ども・保護者をさらなる競争に追い立て、混乱させ、学校と地域に格差を持ち込むことになるのではないか。
- ・学力テストの本来の目的は学習状況調査であって、その結果を学習指導に活かすことで目的は達成される。学校別の結果公表は矛盾していると思う。学校別の結果公表が、学校の序列化を招くことは明らかである。
- ・実際に、昨年も学力向上に名を借りて、正答率を上げるためのアシストシートや学力を高めるワークを使った模擬練習等が学校現場に押しつけられてきた。また、各学校に、学力向上プランの作成と実施が強制され、学年末の忙しい時期に点検するなど、異常とも思われる取り組みがなされた。また、家庭学習チャレンジハンドブックの活用が強要され、放課後に学力補充教室が設置されるなど、学校現場の多忙化を招いている。
- ・序列化や過度の競争で、学力は向上するどころか、子どもたちは傷つき、学ぶ喜びを奪われてしまうのではないか。
- ・少人数学級や専科教員の配置などによる学び合いの授業を積極的に進め、全ての子ども豊かな人格形成と真の学力保障に全力を注ぐべきである。

川原委員長／本請願については、陳情書及びただ今の口頭陳情により、教育委員会としてその内容を確認した。本市における結果公表の取り扱いについては、福岡県教育委員会の取り扱いの動向等を含めながら、そういうものを重視し、今後、適切な時期に決定したいと考えるが、それでよいか。

委員一同／異議なし。

川原委員長／以上で、その他報告①を終了する。

報告終了

## 4 閉会

15：35 川原委員長が閉会を宣言。